

## 第15回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年6月8日(月)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
  - 1番 小倉哲也
  - 2番 山寄和雄
  - 3番 栗原寛光
  - 4番 陸野光男
  - 5番 小泉勝彦
  - 6番 石川和利
  - 7番 石渡正明
  - 8番 関巖
  - 9番 渡邊美代子
  - 10番 田中幸一
  - 11番 切替一弥
  - 13番 注連野千佳代
  - 14番 時田善夫
  - 15番 中山明
- 5 欠席委員 2名
  - 12番 渡辺義一
  - 16番 森田菊雄
- 6 農林振興課職員 1名  
三沢主査
- 7 出席事務局職員 4名  
森事務局長 齊藤主幹 山田主査 下重主任主事

◎開 会

令和2年6月8日午後2時00分 開会

○事務局長（森 博君） お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 皆さん、こんにちは。新型コロナウイルスが大変猛威を振るったところではないと思いますけれども、まだまだ終息は目に見えない状況です。そんな中ですけれども、今日も議案が大変たくさんあると思います。皆様方にはよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○事務局長（森 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間進行役のほうを務めさせていただきます。

ただいまより第15回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中13名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。12番、渡辺義一委員、16番、森田菊雄委員。

次に、13番、注連野委員より本日遅れる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

1番、小倉哲也委員、2番、山寄和雄委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和2年5月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が同じく市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、面積が小さく耕作に不便なため、隣接地を所有する譲受人に売却して一体で耕作してほしいとのことです。譲受人は、以前から隣接している所有地と一体で耕作しており、譲渡人の申出

により購入をしたいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真を御覧ください。場所は上泉字中大和田です。現地を確認したところ、現地は田で、耕作されていました。

総会資料の3ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。農機具等については、トラクター、耕耘機、田植機、農用車、コンバイン、乾燥機、籾摺機を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が240アールとなっており、50アール要件を満たしています。地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。5月28日午前10時より譲受人と2人で現地確認をいたしました。もう何十年も前からここで水稻を栽培しており、今年も水稻を栽培しておりました。来年からも水稻を栽培するということです。農機具とか農業施設は全て整っており、問題ないと思いました。皆さんのご審議のほどよろしくお祈いします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案2ページを御覧ください。本件は、市内の法人が、法人自身が所有する農地を育苗ハウス及び農作業場に転用しようとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。なお、本件については令和2年5月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料4ページの位置図を御覧ください。当該地は、平岡公民館の南西側約900メートル、平川中学校の北側約1.2キロメートルに位置し、農業振興地域内の農用地となっております。農用地については、用途区分が定められておりますが、当該地については平成30年9月27日付で農業用施設用地に用途変更されております。

今回の転用についてですが、昨年の台風により破損した既存の育苗ハウスの建て替えをするため、建て替えに係る補助金の申請作業を行っていた際に農地転用許可が必要なことが判明し、許可の追認となりますが、始末書を付して申請があったものです。

当該地の具体的な利用については、総会資料6ページを御覧ください。図面中央にあるビニールハウスの下部分及び左手部分を農作業場に、右手側に育苗ハウスとして農地転用いたします。農作業場では、ビニールハウスで栽培した野菜の出荷の準備を行い、育苗ハウス内では、主として苗を栽培するほか、苗を栽培していない時期には農機具等を保管するとのことです。また、総会資料8ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。6月1日午後6時より現地で代理人と陸野委員と私と3人で申請地を確認いたしました。既存の育苗ハウスは、屋根に穴があくなど、ひどく破損しておりましたが、それ以外には特に変わったところはなく、先ほど事務局からも説明がございましたが、申請者から農用地の用途変更済みということで説明があり、農地転用自体には問題がないように思いました。皆さん、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した4番、陸野光男委員から補足説明があればお願ひします。

○4番（陸野光男君） 4番、陸野です。時田委員が言われたとおりですが、耕作する面積も増えてきているようで、それに伴いハウスとかも必要なものになってくると思います。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の5については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第3号の整理番号1から5について、関連がありますので、一括してご説明いたします。

議案3ページから4ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の所有者から農地8筆、4,053平方メートルを買い取り、戸建て住宅15棟を建築し、建て売り分譲をしようとする案件であり、当該地の所在、権利関係等は記載のとおりです。

なお、建て売り分譲住宅用地全体の区域は、農地以外の道路等の実測面積197.77平方メートルを含めると、全体面積として4,250.77平方メートルでございます。

総会資料9ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側約1キロメートル、奈良輪小学校からは南側約110メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

資料11ページの給排水計画平面図を御覧ください。排水関連については、汚水、雑排水は公共下水

道へ排水し、雨水については、各宅地内に雨水浸透貯留施設を設置の上、抑制し、雨水がオーバーフローした場合は新設道路内の側溝へ排水する計画となっております。

総会資料12ページにプランA及びBの2パターンの建築物配置図、13ページから16ページまでにパターンごとの建物の平面図及び立面図を添付しております。所要資金については、自己資金及び関連会社からの借入金により賄う計画となっております。残高証明及び融資証明書で確認しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結が成されております。

総会資料17ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第3号の整理番号1ないし整理番号5についてですが、市外の法人が市内在住の所有者5名から農地8筆、4,053平米を売買により所有権移転し、建て売り分譲住宅用地に転用したいという案件でございます。

5月29日に運営委員会を開催いたしまして、市役所のロビーに1時半に集まりまして、事務局の方と現地確認は午後1時45分から実施いたしました。現地には、譲受人、譲渡人及び代理人に出席していただきまして、申請農地の確認をするとともに事業説明をいただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、土地全体にわたり雑草が、大体2メートルぐらいのヨシが生えておりましたが、どのように整地するかという質問に対して、雑草は刈り取った後ほかに持っていくと。切土や盛土を行い、整地するという説明がありました。

また、整地後の地盤は道路と比べてどの程度高くするのかということの質問には、大体今現在の道路から20センチから30センチ程度高くするという説明がありました。

審査会は、午後2時20分から市役所旧館3階大会議室、ここで譲受人、代理人に出席いただきました。事務局からの議案説明を受けた後、代理人から事業説明を受け、続いて委員から質問があり、説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

申請地は、住宅を初めて購入する若年層の住宅需要が見込めるとの説明を受けました。道路計画に関しては、中央に道路を新設するほか、申請地の東側及び南側に位置する道路を現在の幅3.3メートルから幅6メートルに拡張し、袖ヶ浦市に寄附することです。

用水、排水計画に関しては、上水道は水道管を新設し、汚水、雑排水は公共下水道を利用し、雨水については、ゲリラ豪雨にも対応できる浸透貯留施設を設置し、それで処理ができなかった雨水は新設道路の側溝に排水するとのことでした。

安全対策といたしまして、工事中は必要に応じて仮囲いを設置するとともに、施工後は土留めブロックを設置し、地区外への土砂の流出を抑制するとの説明を受けました。

質疑では、地盤の基礎工事に関する質問に対しては、地盤調査を行い、必要に応じ地盤へのくい打ちやセメント系固化剤等を用いた地盤改良を行うとの説明がございました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、周りが全部荒れておりますので、工事をしてもらおうと大変きれいになるので、いいのではないかということで、出席した運営委員全員一致にて許可すべきものということになりましたので、皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） ちょっとお伺いしたいのですけれども、ここの埋立ての土砂というのはどこから搬入する予定なのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） 下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局、下重です。基本的に場内の切土、盛土に関しましては、場内移動で対応すると伺っております。

○議長（小泉勝彦君） 1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） 現地の方は、先ほど道路より20センチ上に上げるよと。そうすると、場内の盛土というのは高くなっているのですか。

○議長（小泉勝彦君） 下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局、下重です。当該地におきまして、一部山のようにになっている部分がありまして、これは最近盛られたものではなくて、ずっと昔から土が一部山のようにになっている部分がありましたので、その土を用いて場内移動するとのこととです。

○議長（小泉勝彦君） 8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） その件については、現地で責任者の方に聞いて、移動で足りない分はどうするのですかと聞いたら、建設残土を運び込むというふうな説明を受けました。

○議長（小泉勝彦君） 1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） 袖ヶ浦市は、残土条例というのはないのですけれども、基本的にこの土砂は建設残土を導入する。足りなければ建設残土を導入するという場合の土壌検査というのは、どこが確認をしてやられるのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） 下重君。

○事務局（下重敦也君） 下重です。もし残土を搬入する場合につきましては、面積により決まっております。300平方メートルを超える場合の埋立てに関しましては、土壌検査会社のほうに土を搬入

する業者が依頼いたしまして、その結果をもって庁内で協議いたしまして、土砂の安全性について確認しております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。今現在は、残土を運び込む予定はないのですけれども、もしそうなったときには、農地転用の場合は計画変更が必要となります。一旦作業を止めて、それから所定の法令についても合わせながら計画変更承認申請をする形になります。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） この残土は、昔からそこに山積みのようにしてあったということなのですが、基本的にこれ地目が田んぼですよ。その残土というのは、ずっと放置されっ放しだったのですか。

○議長（小泉勝彦君） 下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局、下重です。今ある土につきましては、残土というような印象は余りないので、どこから土が来たのかというのはちょっと分かりかねるのですけれども、土がありまして、そこがちょっとこんもりと盛り上がってしまっていて、それに草木等が生えているような形になっておりました。

○議長（小泉勝彦君） 1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） 要は水田であって、その盛土があるというのをずっと放置していたということは、やはり基本的に農業委員会のほうも十分な把握ができていなかったのではないかというふうに指摘されてもおかしくない事案だと思います。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の5については許可相当と決定いたします。



次に、議案第3号の6について事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局、下重です。議案第3号の整理番号6についてご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の所有者から農地2筆を買い取り、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。本件については、令和2年5月21日に申請書の提出がなされております。

議案資料18ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側約1キロメートル、奈良輪小学校の西側約200メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その区域の農地の規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料20ページを御覧ください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で288枚設置する計画です。

排水計画については、雨水の自然浸透のみです。防災計画については、場内に立入りができないよう、施工中及び施工後にフェンスを設置する計画となっております。

所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入れによって賄う計画となっております。総会資料21ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。5月29日午前9時より小泉農業委員と2人で現地に行きまして、代理人の〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんより説明を受けました。該当地は、西側に民家があり、東側は荒れて、背丈ほどのヨシ等が茂っていて、該当地は草地になっておりました。周辺には、農地は全くありません。

ということで、特に周辺の農地への影響等に問題はないということで、問題ないというふうを考えております。

説明は以上です。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件となりますが、私が担当地区委員となりますので、この場で補足説明をさせていただきます。

特に補足をすることはございません。何の問題もないと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の6については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和2年度第3次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 令和2年度第3次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第4号の令和2年度第3次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この農用地利用集積計画（案）については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、議案第4号の8ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が4件で、そのうち通常の利用権設定が3件、農地中間管理事業による利用権設定が1件となっております。利用権設定を受ける方の面積は合計で133.6アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから7ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和2年度第2次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 令和2年度第2次農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

議案第5号については、農地中間管理事業による農地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、三沢君。

○農林振興課主査（三沢 徹君） 農林振興課の三沢と申します。よろしく願います。

それでは、議案第5号 令和2年度第2次農用地利用配分計画（案）についてご説明申し上げます。本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する当該計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により皆様のご意見を伺うものです。今回は、個別案件の農用地利用配分計画案が1件となっております。

まず、2ページを御覧ください。農地の借受者は市内の法人です。借り受ける農地は、下新田飯富地先7筆となっています。先ほど議案第4号の中で説明のありました農用地利用集積計画（案）の5ページ、整理番号2―5―4に記載している農地を千葉県園芸協会から借受者である市内の法人に貸し付けるものです。

借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、4ページから6ページのとおりとなっております。7ページは、借受者の現状及び事業計画の情報となっております。

以上で農用地利用配分計画（案）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第6号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認についてを議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号をご用意ください。農業委員会等に関する法律において、毎年農業委員会は農地等の利用の最適化について実施状況をインターネットなどにより公表することとなっています。そのため、農林水産省農地政策課長通知に定められた様式に基づき作成した活動計画に対する実績の点検・評価結果について承認を求めるものです。

1 ページを御覧ください。農業委員会の状況として、農林業センサスに基づく農地面積や農家数などの状況及び現在の農業委員会の体制を記載しております。

次に、2 ページを御覧ください。担い手への農地の利用集積、集約化の状況でございます。課題としては、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、有害鳥獣被害などにより不耕作地が増加しております。担い手への集積実績は234.22ヘクタールとなっており、達成状況は95%で、目標未達成となっております。このため、今後はより積極的な活動が必要だと考えます。

次に、3 ページを御覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入状況でございます。令和元年度に農地を取得や貸借などして新規参入した者は3経営体でした。内訳は、個人の新規就農1名と農地所有適格法人2社となっています。参入目標は1経営体だったため、評価は良好で、活動に対する評価は適当であると考えます。

それでは次に、4 ページを御覧ください。遊休農地の状況についてでございます。令和元年度の遊休農地面積は69ヘクタールとなっており、全体の2.68%となっています。遊休農地解消の活動は、8月下旬から農地利用最適化推進委員及び農林振興課の協力により利用状況調査を実施し、遊休農地の把握をしました。また、遊休農地の所有者へ利用意向調査を実施し、農地中間管理事業の推進などを行いました。遊休農地の解消目標は5ヘクタールですが、解消実績は3ヘクタールで、達成状況は60%

でした。このため、目標に対する評価は未達成となるので、今後はより積極的な活動が必要だと考えます。

次に、5ページを御覧ください。違反転用への適正な対応についてでございます。令和元年度は、違反転用面積が0.3ヘクタール増加し、7.8ヘクタールとなっています。違反転用は、早期発見、早期指導が重要であり、転用後の指導による農地復元は非常に困難となっています。活動に対する評価は、今後も是正を継続的に行うとともに、農地パトロールによる違反転用の早期発見、早期指導を強化していきたいと考えます。

次に、6ページから8ページを御覧ください。令和元年度に行った農地法事務の内容でございます。農地法第3条の農地の売買などの申請が46件、農地転用の申請が46件、農地所有適格法人からの報告が13法人あり、農地の賃借料情報の提供なども行っています。また、事務の実施状況の公表をホームページにて行っています。

このような内容で令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を作成しましたので、ご意見などがありましたらお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関ですが、3ページの新規参入のところでちょっと質問をしたいのですが、元年度は3経営体となっています。例えば去年の例として、親の持っていた土地を子供が法人を設立して貸借権を設定したという事例が去年あるのですが、そういう例はここには入るのですか、入らないのですか。

○議長（小泉勝彦君） 山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。法人または個人の経営移譲に伴う参入などは、この中では計上されておりません。あくまでも新規に農業を始めた方、または去年の例ですと、個人だけでも、法人として、新しく法人をつくるなどして新規に登録されたもののみとなっていますので、親子間での経営移譲については、これは計上されておりません。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何か質疑はございませんか。

1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） 今の関連なのですが、ちょっとお伺いしたいのですが、昨年〇〇

〇さんが入っていましたけれども、これはこの中には入っているのですか。

○議長（小泉勝彦君） 山田君。

○事務局（山田尚史君） 法人の経営体の中に入っております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第7号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを議題といたします。

議案第7号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） それでは、議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号をご用意ください。先ほどの議案第6号と同じく、定められた様式に基づき活動計画を作成し、ホームページなどで公表することとなっていることから、今年度の活動計画について承認を求めるものです。

1 ページを御覧ください。現在の農家数や農地等の概要、現在の農業委員会の体制などを載せています。

次に、2 ページを御覧ください。担い手への農地の利用集積、集約化についてですが、現在、認定農業者に農地を234.22ヘクタール集積してきました。今年度の利用集積、集約化の目標面積は新規で20.1ヘクタールとして、農業経営基盤強化促進法による利用集積制度の周知を行うとともに、利用状況調査などで利用できる農地の把握を行っていきたいと思います。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、令和元年度の新規参入者は3名でした。新規就農の相談は、窓口などで随時受けています。今年度の目標は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき2経営体とし、新規就農の相談があった場合には関係機関と協力して支援を行うとともに、農地のあっせんについても積極的にできるよう準備していく計画としています。

次に、3 ページを御覧ください。遊休農地に関する措置についてですが、令和元年度の遊休農地面積は69ヘクタールです。この面積は、昨年の利用状況調査で1号遊休農地と判定した面積となります。今年度の遊休農地の解消面積目標は3ヘクタールとし、利用状況調査結果を整理活用し、積極的に耕作者へあっせんしていく計画としています。

違反転用への適正な対応についてですが、違反転用面積が前年度は0.3ヘクタール増加し、現在は7.8ヘクタールです。違反転用は、早期発見、早期指導が重要であるため、農地パトロールを大事にしていきたいと思います。また、違反転用者に対しては是正指導や文書による勧告を行い、悪質事案については県と連携を図り、対応していく計画としています。令和2年度は、このような活動計画を作成しましたので、ご意見などがありましたらお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） ちょっとお伺いしたいのですが、1ページ目の上から2つ目の表のところなのですが、遊休農地の面積で普通畑に昨年の実績15と入っているのですが、ここは入れなくてよろしいのでしょうか。1ページ目の2つ目のところに、耕地面積、それから経営耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積とありますが、遊休農地面積の普通畑のほうに前年度実績は15と入っていましたけれども、これは入れなくてよろしいのでしょうか。

それともう一つ、2ページ目ですけれども、2ページ目の2、令和2年度の目標及び活動計画で集積面積254.32ヘクタール、この数値はどこから持ってきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） 山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、最初の1ページ目の遊休農地の普通畑の数字ですが、点検評価の数値と同じものが入っていますので、記入漏れでございます。申し訳ございませんでした。

2点目の今年度の集積の目標面積についてですが、こちらにつきましては議案概要のほうの2ページに戻っていただいてもよろしいでしょうか。担い手への農地の利用集積、集約化の中の2番、令和元年度の目標及び実績というところがございます。この中で、前年度の新規の実績が20.1ヘクタールとございましたので、前年度の最終的な面積である234.22ヘクタールにさらに前年度並みの20.1ヘクタールを目標として掲げたという形となっております。なので、合計面積としましては254.32ヘクタールを目標としているところです。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） そうしますと、令和2年度の目標数値も昨年度と同じように20.1ヘクタールを

目標とするということで、新規集積面積を増やすということで計画を立てているわけですね。

○議長（小泉勝彦君） 山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。そのとおりです。前年度の実績を基に目標を立てております。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何か質疑はございませんか。

○8番（関 巖君） 違反で残土を埋めているのが特に結構多くて、違反転用ということで指導しているのですが、なかなかこれが難しいと。できれば市で残土条例をつくって取り締まれば、かなり法的な縛りがかかってくると思うので、これできるかどうか分かりませんが、農業委員会として市長に残土条例をつくるように働きかけることができるかどうか、農業委員会にそういう権限があるかどうかよく分からないのですが、その辺もちょっと検討していただければというふうに思います。

○議長（小泉勝彦君） 齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。市長部局のほうに農業委員会から意見を言う手続については、改正前の農業委員会法には、「建議」という手続が規定されていました。この27年度の法改正の関係で農地利用最適化の施策に関する意見を言う仕組みが規定されています。このため、例えば市の条例である残土条例の制定に対して、意見が言えるかどうかも含めて手続面の確認をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第7号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。



事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案の6ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は令和2年4月1日から4月30日までで、1件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 報告は以上でございます。

#### ◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） 前回の総会のときに渡辺委員のほうから農薬の適正な使用方法についての質問があったのですが、その後県民だよりのほうでも農薬の適正使用についての文言がうたわれているのですが、袖ヶ浦市のほうはどういうふうに対応されているのかお伺いしたいのですが。

○議長（小泉勝彦君） 齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。先月の総会でご意見いただいた農薬の飛散防止の周知についてでございますけれども、既に農業委員会事務局のホームページで飛散防止を促す記事を掲載しております。また、農政部局の農林振興課と協議しながら、7月15日号の広報そでがうらに掲載を準備しているところでございます。

○議長（小泉勝彦君） 事務局長。

○事務局長（森 博君） 今回は7月15日号ですが、先ほど言われました県民だよりですか、6月から8月が注意すべき期間だというふうには載っていたと思いますので、来年度については広報への掲載の時期をその頃に合わせて、今回お話しいただいたタイミングから直近が7月15日号でしたので、そこで対応しているのですが、来年度については6月1日なり15日、5月15日なり、適切な時期に掲載するように計画をしております。

○議長（小泉勝彦君） 1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） それとあと、多分農業委員のほうには通知が来ていないと思うのですが、各市町村には事前に県のほうから安全運動月間についての通知というのは出していると思うのです。私やっていたから、出していると思うのですが、何月から何月までということを出してあると思うので、その辺はまた関係部局と調整を取りながらやっていただければありがたいという

ふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） それでは、委員のほうからそのほか何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局から何かありますか。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。5月の総会において（仮称）新規就農誘導対策検討委員会の設置案を提案させていただきました。検討委員会の設置要綱を総会の席上にて急遽配付し、ご検討いただくお時間もなく大変失礼いたしました。今回は、先月のご指摘を踏まえ、議案とともに設置要綱案を送付させていただいておりますが、この検討委員会の設置について再度提案をさせていただきます。

お手元に（仮称）下限面積要件等検討委員会設置要綱（案）をご用意ください。まず、委員会の名称については、主として下限面積要件を検討する組織としたいことから、下限面積要件等検討委員会としております。設置要綱案第1条に設置の目的を定義しており、農業の担い手不足を解消するとともに遊休農地の増加を食い止めるため、下限面積要件等を検討する委員会を設置するものです。

第2条に所掌事務を定義しており、新規就農を希望する者の新規就農を阻害している要因の検討及び整理に関する事、その他委員会が必要と認めることとしております。

第3条以下は、先月お示した内容と変わっておりませんが、再度ご説明させていただきます。第3条に組織を定義しており、委員は会長の指名した農業委員及び参加の意思を表明した農業委員並びに事務局職員としております。任期は、所掌事務の完了までを予定しております。組織には委員長、副委員長を置くこととし、互選により定めることとしております。

第5条で会議を規定しておりますが、委員の皆様方大変お忙しいところご対応いただくこととなることから、基本的には改めてお集まりいただくことなく、総会終了後の時間を使っての会議で検討ができればと考えております。

先月お示したものは、農業委員会の所掌を超える範囲までを検討するような守備範囲の広いものとなってしまっておりましたので、目的がぼやけていて、また急遽の提案で皆様方のご理解をいただくことができなかつたものと認識しており、今回下限面積要件等の検討に特化してご検討いただく組織として設置することとしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ただいま事務局から検討委員会設置の提案がありました。

また、検討委員会の名称についても現在仮称とされております。これについて、質疑、意見をお受けいたします。質疑、意見はございませんか。

はい、どうぞ。

○13番（注連野千佳代君） 下限面積に特化しての検討ということでよろしいのでしょうか。この第2

条の1には新規就農を阻害している要因の検討及び整理とありますが、これだけ見るとその下限面積だけではないことも話すのかどうなのか、ちょっとその辺りがはっきり分からなかったので、お聞きしたいのですが。

○議長（小泉勝彦君） 事務局長。

○事務局長（森 博君） 先月もお話をさせていただいたのですけれども、50アールという数字、確かにそれも一つの大きな要因になっていると思うのですけれども、それ以外に何かあるかもしれません。もしかしたらないのかもしれませんが、その辺をもう少し明らかにできればいいかなということで、そのときにはその50という数字がどうあるべきかというところなのですけれども、それ以外に何か対策を講じることによって、現状の問題であります担い手不足の解消、遊休農地の増加、この辺に資することがあるのか、そういうところも併せて検討していければなというふうな思いがあってこのように記載をしております。

○議長（小泉勝彦君） はい、どうぞ。

○8番（関 巖君） 一番の目的が下限面積の要件の検討であれば、所掌事務の（1）の一番最初にそれを書くべきで、それに追加して今の（1）、（2）が2番、3番としてあれば分かるのですが、本来の設置目的と所掌事務がずれてしまっているのです、この文章だと。そこはやっぱり所掌事務の（1）に下限面積の検討を持ってこないとおかしいのではないのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） 事務局長。

○事務局長（森 博君） 意図しているところはそうだったので、表現として足りていないので、今のご意見を反映させていただいて、第1号として下限面積要件の検討、それと付随してそれ以外の部分という形で、ここを1、2、3というような形で整理をしたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） まだあくまでもこれは案でございますので、たたいてもんでいければいいかなと思います。

はい、どうぞ。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。こういう検討委員会を設置という内容で動いていますけれども、下限面積、それからその他ということで、ある程度目的が定まった内容の審議ということですので、私はこの総会の後、この16名全員で意見交換することでもいいのではないかと。というのは、このスケジュールを見ても、総会で委員会の結果を報告するような体制になっています。それよりも、みんなここで話し合っただけでも、そういう複雑な内容ではないので、そうしたほうが効率的でいいのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） 市長とお話をしたときに、市長さんが市長選の公約でもって下限面積を下げよという話が出ており、農業委員会のほうにも意見を求めるということも聞いております。ということになりますと、検討委員会をつくって、私としては人数の多い総会よりも、ある程度煮詰まった人たちでもって、人数的にはおよそ8人程度なら意見も出やすいのかなと思ってこういう形を取らせて

いただきました。

以上でございます。

○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。トップダウンでそういう話があるという内容を踏まえた中でも、総会の終了後の議論で矛盾はしていないのではないかと。さらに、私はある部分について特例的な形で下限面積を下げるということはどうかと。これは、法で定められた内容を逸脱するような形になるというふうな話を聞いていますので、そうなった場合に袖ヶ浦市から国、県にこういうふうな上申をしようという働きかけをしたらいかがなものかと、私はこのように思っています。

○事務局長(森 博君) この50という数字なのですけれども、法に定められている数字でありますし、私ども袖ヶ浦市として代々というか、多分今まで一度も変わったことのない数字だと思うのですけれども、これが適切であるから変えていないのか、前例踏襲で変えていないのか、その辺の経緯、どこまで検討されてきたのかちょっと把握してございませぬけれども、改めてこの50という数字が袖ヶ浦市としてどうなじむのかというところを検討したいというところがございまして、50の数字とそれ以外の何かしらの要因についてもご意見をいただいて検討してまいりたいというところがございまして。他の団体を見ますと、全市的に同じ値を取っているところばかりではなくて、地区ごとに面積を変えているところもございまして。それは、それぞれの地区の特性を踏まえてということなのかもしれない。ただ、袖ヶ浦市でそこまでの地区の特性と言えだけの要因があるのかどうか今正直答えを持ち合わせておりませぬので、その辺も情報をいただきながら明らかにできていけばいいのかなというふうに考えてございまして、それらも踏まえての組織づくりをしての検討ということでの提案でございます。

○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。過去から50アールの数値が出ていますけれども、経営の内容によって、これはかなり無理のある、具体的には園芸農家とかハウス栽培とか、そういうところについては現状、私はこの1年間この委員会の内容を見てきて、50アールを超えさせるための苦勞をした事業主が農業の職についているという見方を私はしてきたわけです。そういう点で、先ほど言いましたように、ここを変えづらいと考えて、農業に関して地元で新たな職種の人たちを応援していくということが必要ではないかと、私はこのように思います。

○議長(小泉勝彦君) この間、関委員と○○○○○○というところの○○○さんにお話を伺って、その方は農業の新規参入をする方の手助けもされているということでもってお話を伺ってきたので、そのときにちょっとそのお話も関さんと一緒にしたのですけれども、50アール要件はどうですかと言ったら、何とかありますよと言っていたのですけれども、こういう人もいるのかと。農業に参入するのに別に若くなくてもいいだろうという、そんなお話もされていまして、それまでに基礎をつくって、農業を定年になったらやって、それでもできるのだという、そういうところも見せていきたいというようなことも言うておられました。だから、最初から確かに50アールというのはハードルが高いと思うのですけれども、最初から別に自分で持っていなくてもいいわけなので、ただ私が一番

怖いのは、少しばかり持っているからといって、そこから農地を潰されるというのが一番怖いので、農家要件というのはある程度なければいけないのかなというのはずっと思っているのです。50アールは確かにきついですけれども、そのような話もこの間しました。こういう考え方もあるのだな、こういう参入の仕方もあるのだなというところで、何かちょっとほっとしたのを覚えています。

○8番(関 巖君) 今議論が50アールがいいか悪いかみたいな議論になっているのですが、この委員会を設置するかどうかというところにちょっと戻して、この委員構成に書いてあるのを見ると、希望者もこの委員になれるということで、賛成の方も反対の方も意見を持っておられる方はこの委員会に入って、どんどん意見を出し合って、細かいデータや何か、こういうのが必要だというのも委員会で出して、総会ではそれを資料として出すと。いきなりこの総会でこの資料が欲しい、あの資料が欲しいとやってしまうと時間のロスというか、そういった意味では委員会でかなり細かい審議をして、データ等をそろえて総会に出して皆さんの意見を募るという形で私はいいかなというふうに思います。

○議長(小泉勝彦君) ほかに何か質疑ございませんか。

はい、どうぞ。

○15番(中山 明君) 15番、中山です。近隣の市町村のほうは、木更津、君津、富津とか、そういうところはどういうふうになっているのですか。前に推進委員の方と話したときに何かそういうことを一回聞いたよね。

○議長(小泉勝彦君) 山田君。

○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。確かに前回の2月の意見交換会の際に皆様から意見を聞くという場を設けまして、その際に近隣市というか、県内のそのときの時点のものを県からもらった一覧表でお配りをいたしました。取りあえずその後は、4月のデータにつきましては県のほうに確認を行っていて、県のほうで把握している4月の時点の数字としましては、君津市が旧松丘村など40アール、またほかの旧亀山村などが30アール、富津市が農業振興地域制度での農用地以外、俗に言う農振農用地以外の農地につきまして10アールとなっております。

以上です。

○議長(小泉勝彦君) 15番、中山明委員。

○15番(中山 明君) ということは、木更津は木更津、君津は君津で、地区によって違うということですか。

○議長(小泉勝彦君) 山田君。

○事務局(山田尚史君) こちらにつきましては、地理的な要件などについて同一とみなされる地域ということで、必ずしも行政単位に限らずに一部のみをやるということは可能です。

○議長(小泉勝彦君) それでは、大分時間も超過しておりますので、ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩  
再 開

○議長（小泉勝彦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（仮称）新規就農誘導対策検討委員会ですが、改めてほかに質疑、意見がありましたらお受けいたします。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。この委員会をつくるという話だから、つくってからの話になってしまうと思うのですけれども、50アール以上ないと新規に買えないということで、例えばハウスとか施設園芸だとそんなにはいらないと。だから、足りない分は、誰から借りてもいいわけではないけれども、熱心に農家をやっている人から借りるということとはできないのですか。何か去年、委員会で行ったかな、飯富だったと思うけれども、トマトだったかな、あのときに近くの農家をやっている人の土地を借りて50アールを達成したということがあったような気がするけれども、下限面積はそういうところを使えば別に50アールというのはこのままでいいと思いますけれども。

○議長（小泉勝彦君） 山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。時田委員のおっしゃっているのは、去年の12月総会で2件まとめてかけたうちの農地所有適格法人の案件だと思います。農地所有適格法人でも通常の個人でも50アール要件は一緒でありますので、その面積については必ず耕作、売買または貸借によって確保しなければならないというのは変わらないのですが、その際に現在市内で農地を所有している方が新規就農に協力をするために一部を貸すというのは数年前にもあったということは聞いておりますので、それ自体の設定は問題ありません。ただし、売上げなどにつきましては、あくまでもその新しく新規就農するところが耕作権を持つこととなりますので、売上げや売買においてはその新しい法人の収入とか支出とかについてもそちらの中で納めていただく必要がございます。あくまでも経営を行うのはその耕作権を設定している方という形になります。

以上です。

○14番（時田善夫君） では、例えば2反を人から借りたということで、例えば野菜をつくっていて、その借りた2反の野菜の所得もそこに入ってしまうわけだ。

○事務局（山田尚史君） 時田委員のおっしゃるとおり、その土地の持ち主ではなくて、あくまでも貸借権を設定している新規就農者のほうで、計画上の実際の増収などにつきましても全てその新しい人の名前でやっていく形になります。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございませんか。

はい、どうぞ。

○事務局長（森 博君） 今のお話なのですけれども、例えば3反用意ができた。あと2反何とか

調達できればいいのですけれども、できない方も中にはいらっしゃるかもしれないですよ。そのできない方であっても、農業をするに当たっての熱意があって、しっかりやっ払いこうという方ももしかしたらおられるかもしれない。そういう方の参入を今拒んでいるかもしれない。しないかもしれないです、分かりませんが。それは、田んぼでも畑でもハウスでも全部5反という縛りが今あるわけなのですけれども、それが果たして今の時代適正なのか、その辺が何かどうもはっきりしているようでしてないような気がいたします。その辺も踏まえてご検討いただくということが必要になっているのではないかとこのように考える次第でございます。

○議長（小泉勝彦君） はい、どうぞ。

○10番（田中幸一君） 10番、田中です。新規就農の方の相談委員会みたいな形になるのでしょうか。下限面積の検討会なののでしょうか。新規就農の方が今悩んでいると。下限面積、これを満たすために、施設屋さんが5反を満たすために何かに出す、これが本当に経営的にどうなのかということなのです。となると、下限面積の委員会ではなく、こういった新規就農の方の相談になるのかなというふうに思ったのですけれども、いかがですか。

○事務局長（森 博君） 実際今3反で経営している。もともと7反、8反あったのだけれども、何らかの事情で農地を削らなくてはいけなくなって、今残ったのが3反だと。それで農業を営んでいるのだよという方がいたとして、何かの事情で1反買ってくれないかなという話になったときに、3反に1反では足りないから、協力したいのだけれども、買えませんよという方が新規就農でなくてもいらっしゃる可能性がありますよね。でも、この方はしっかり農業をやっていくので、この1反も含めて4反でやりたいのだよと言っても、今この場かけると、5反の要件に満たないので、農業委員会として許可というふうには向かないわけですよ、そんなケースがあるかどうか分かりませんが。そういう方ももしかしたら拾えるのかもしれないのですけれども、今私が申し上げたケースはレアなのかもしれませんけれども。

○10番（田中幸一君） 4反で許可が必要なことって何があるのでしょうか。

○事務局長（森 博君） その1反をその人が買うなりということができないのですよね、5反ないと。そうすると、もう一反どこかから何か都合つけて、トータルで5反になったから買うなり借りるなりできますよねというのはできるのですけれども、それが今できないと。そういうこともあると、全てではないのですけれども。なので、全てが新規就農という話だけでもないのかなというふうには思っているところです。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、質疑、意見ともないようですので、これにて質疑、意見を終結いたします。

採決をいたします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） はい、どうぞ。

○15番（中山 明君） 今議長が言ったのは、設置するか設置しないかの採決ですか。

○議長（小泉勝彦君） そうです。それでは、事務局のほうから提案がありました検討委員会を設置することとしまして、名称は下限面積要件等検討委員会とすることに賛成される方は挙手をお願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） はい、どうぞ。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけども、先ほど関委員が言われたように、第1条と第2条が非常にあやふやな表現になっているのです。要は下限面積要件を検討するというのは、新規就農者を保護してあげようと。新たに本市の担い手を育成するために、新たな新規参入を志向する農業者、あるいは志向する者に対する要件を緩和するということが目的ですよ。遊休農地の増加を食い止めるというのはまた別の問題であって、先ほどからずっとお話を伺っていると、下限面積を緩和して、その緩和によって新たに新規就農する方への支援をしていきたいと思いますというのが目的になるのではないかなというふうに思うのです。そうではないよ、あくまでもそれも含めて遊休農地の増加を食い止めるための目的まで入れるとなると、非常に大きく、ただ下限面積だけでは用が足りなくなってしまうので、やはりその目的となるものをきちんと整理していただかないと、この下限面積だけではこの設置の第1条の中ではちょっと焦点がはっきり分らないというふうに思うのです。改めて検討していただければと思うのですけれども、時間的なものがないと思いますので、焦点を絞ってやったほうが良いと思います。

それから、検討委員会を設置するという事になれば、先ほどお話があったように、この農業委員会16名、その中で協議しても構わないのではないかなというふうに思いますが、あくまでも16名の意見を全部聞くとなるとまとまりがつかないというのであれば、その半分にしてやるというようなことで了解が取れば良いのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。言わんとしている目的も分かるのですけれども、この検討委員会の設置要綱、下限面積等の検討委員会というのはちょっと何か焦点が分らないですよ。例えば新規就農者への要件緩和検討委員会とか、そうしたほうがすっきりして分かるのではないですか。さっきもありましたけれども、田中さんからありましたけれども、新規就農者だけではないよというご答弁もあったのですけれども、60歳以上になって就農する方がいて、4反歩しかないの、農地が買えない、拡大ができないという方もいると。そこをどうしようにするかというのを後ほど事務局のほうでもうちょっと整理していただかないと、全部ごっちゃにしてしまうとわけが分らなくなってしまうですよ。市が例えば目的としているものとしては、何を目的としてやるのかというのをきちんと整理しないと分らないと思うのです。新規就農者に焦点を絞ってやれば良いのではないかなというふうに私個人としては思うのですけれども、で



あれば目的がはっきりして焦点が分かると思うのです。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局長（森　博君）　先月と2回で提案させていただいておりますけれども、成熟ができていなくて大変申し訳ありません。今いろいろとご意見いただいたところ、事務局での整理という部分もちろんあるのですけれども、事務局で整理しかねる部分も多々ございまして、農業委員の皆様の見識をもってして検討が進んでいくのかなというところがございまして、その検討委員会、実際その中で何とかしてもらえないだろうか。いろいろと皆さんのご意見の中で前に出ていければいいなと、その辺の思いがちょっと多くございまして、ぼんやりしているところがまだぼんやりしたままのご提案になってしまって申し訳ありません。ただ、新規就農にばかり特化して果たしていいのかという今若干疑問のところもございまして、ちょっと今何とも答えようがありません。

○議長（小泉勝彦君）　はい、どうぞ。

○8番（関　巖君）　今までの流れからして、一番のきっかけは下限面積が発端だったと思うのですけれども、この問題を取り扱おうと。だから、設置の目的が下限面積要件というふうに書いてあって、委員会名も僕はそれでいいと。下限面積が一番だと。先ほど言ったように、第2条の所掌事務で、それを（1）として下限面積を検討すると。下限面積を検討していく中で、それに付随して新規就農を阻害するほかのものが出てきたら、関係ないのではなくて、それも考えてみましょうということ、その第2条の（1）を（2）として、そして（2）を（3）とするという形で私は発足していいかなと思います。新規就農をメインにしてしまうと、それこそかなりいろんなことが入ってきて、議論がどこに焦点を当てていいか、むしろ逆に分かりにくくなるのかなという感じがします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君）　それでは、継続の継続になってしまいますが、またもう一回継続でもって事務局で煮詰めて、またお願いすることになると思いますけれども、よろしく願いいたします。

○8番（関　巖君）　それで、事務局ばかりで協議しているけれども、次回何で50アールになっているかという基本的な考え方の資料も提示してほしいなど。県なり市なりで、今50アールになっているのは、ただ慣習でやっているのではなくて、こうこうこういう理由でこうだというのははっきり資料として提示をしていただきたい。それから、近隣の市町村で変更しているところ、さっき山田君が説明してくれたものも資料として出していただければ、検討する中身がはっきり分かると思います。

○議長（小泉勝彦君）　今、関委員が提案されたことは、今日ここでこの後この検討委員会を開催する予定でしたので、全部とは言わないけれども、できる部分はいっぱいありますので、皆さん時間が許せばと思うのですが、いかがでしょうか。

○8番（関　巖君）　今日は資料を渡すだけで、次回までに目を通しておいたらいいいのではないですか。

○事務局長（森　博君）　資料はあります。

○議長（小泉勝彦君） 人数分あるの。では、資料があれば渡してください。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） それでは、本日の日程は全て終了ということで、これをもちまして第15回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時40分 閉会